

VI 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

1. 事業の概要

この事業は、野菜法第14条の規定に基づき、野菜価格の安定を目的として県の区域を単位として設立された一般社団法人又は一般財団法人(以下「県法人」といいます。)が施行規則第9条に定める価格差補給交付金等交付事業を実施する場合に、機構が国から補助を受けて造成した資金を財源として、当該価格差補給交付金等交付事業に係る価格差補給助成金を交付する事業です。

この事業は、①施行規則第8条に定める指定野菜に準ずる野菜の需給及び価格の安定を図るために実施する特定野菜供給産地育成価格差補給事業(以下「特定野菜事業」といいます。)及び②野菜指定産地の補完的機能を有する都市近郊産地の整備及び野菜指定産地への計画的な育成を推進するとともに、中山間等地域の中規模の野菜産地を育成することにより指定野菜の需給及び価格の安定を図るために実施する指定野菜供給産地育成価格差補給事業(以下「特定指定事業」といいます。)の2つの事業から成り立っています(特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領(昭和51年10月1日付け51食流第5508号農林事務次官依命通知。以下「特定野菜等事業実施要領」といいます。))。

なお、この事業の実施については、野菜法及び施行規則のほか、特定野菜等事業実施要領、「特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の推進について」(昭和51年11月9日付け51食流第6096号農林省食品流通局長通知。以下「特定野菜等事業推進通知」といいます。)、業務方法書、実施細則及び特定野菜等供給産地育成価格差補給助成金交付要綱(平成15年10月1日付け15農畜機第61号。以下「特定野菜等助成金交付要綱」といいます。)に則して進めています。

2. 県法人が行う価格差補給交付金等交付事業の要件

県法人が行う価格差補給交付金等交付事業は、共同出荷組織又は相当規模生産者(以下「共同出荷組織等」といいます。)が、県法人とあらかじめ締結する価格差補給交付金等の交付に関する契約に基づき、対象産地で生産される特定野菜等(4を参照)の価格が著しく低落した場合に、生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための補給金をその生産者に交付するため、当該共同出荷組織に価格差補給交付金を、当該相当規模生産者に価格差補給金を交付する事業です。この事業

の具体的な要件は以下のとおりです。

(1) 事業実施主体

この価格差補給交付金又は価格差補給金（以下「価格差補給交付金等」といいます。）を交付する事業は、県法人が県の指導の下に実施します。

なお、現在、県法人は各県に1法人ずつ、合計47法人ありますが、その組織形態は県の実情に即し、公益社団法人が30法人、公益財団法人が4法人、一般社団法人が9法人、一般財団法人が4法人となっています。

(2) 業務方法書の制定

県法人は、価格差補給交付金等交付事業の実施に必要な事項を業務方法書で定め、これによって事業を実施することになっています（特定野菜等実施要領第3の3の(1)）。

この業務方法書は、県知事の承認を受けることとされています。また、県知事が業務方法書を承認しようとするときは、あらかじめ地方農政局長（北海道にあつては農林水産省生産局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）と協議しなければならないことになっています。業務方法書を変更する場合も同様の手続が必要となります。

なお、県法人は、業務方法書を制定し又は変更をしたときは、機構にその写しを提出することになっています。

(3) 共同出荷組織等

県法人と価格差補給交付金等の交付に関する契約を締結できる共同出荷組織等の具体的な要件は、次のとおりです。

ア. 共同出荷組織

共同出荷組織は、(5)の対象産地で生産される特定野菜等（以下「対象特定野菜等」といいます。）の生産者から当該対象特定野菜等の出荷の委託（生産者から出荷の委託を受けた者及びその者から順次委託を受けた者からの委託を含みます。）を受けて、当該対象特定野菜等を(6)の対象市場群に出荷する第VI-1表に掲げる組織となっています。

第VI-1表 県法人と価格差補給交付金等の交付に関する契約を締結できる共同出荷組織一覧表

共同出荷組織	対象となる事業	
	特定野菜事業	特定指定事業
① 農業協同組合	○	○
② 農業協同組合連合会	○	○
③ 農業協同組合又は農業協同組合連合会が主たる構成員となっている団体	○	○
④ 森林組合	○	—
⑤ 森林組合連合会	○	—
⑥ 森林組合又は森林組合連合会が主たる構成員となっている団体	○	—
⑦ 対象特定野菜等の生産者が直接又は間接の構成員となっている団体	○	○

注：○印が該当事業

なお、第VI-1表の③農業協同組合又は農業協同組合連合会が主たる構成員となっている団体、⑥森林組合又は森林組合連合会が主たる構成員となっている団体及び⑦対象特定野菜等の生産者が直接又は間接の構成員となっている団体については、一定の要件を備えたもの等のうちから県知事が地方農政局長との協議により選定することになっています。

イ. 相当規模生産者

相当規模生産者は、対象特定野菜等の作付面積が次に掲げる規模に達している生産者（法人格のない団体である場合は、2人以上の者が生産、出荷及び収支決算を共同して行っているものであって、その旨を規約で定めているものに限られています。特定野菜等事業推進通知6の(1)）となっています。

なお、次の(イ)の場合であって、当該対象特定野菜等がキャベツ、秋冬だいこん、たまねぎ又は秋冬はくさいである場合には、野菜需給均衡総合推進対策事業実施要領（昭和63年7月25日付け63食流第3576号農林水産事務次

官依命通知。以下「需給均衡要領」といいます。) 第2の1の(1)の生産出荷団体緊急需給調整事業の対象者であることが必要です。

(7) 特定野菜

当該対象特定野菜等の作付面積がおおむね1.5ヘクタール、生しいたけにあってはその生産規模がおおむねほだ木2.5万本相当)以上

(イ) 指定野菜

当該対象特定野菜等の作付面積がおおむね2ヘクタール以上

(4) 特定野菜等

対象となる野菜は、次に掲げる①特定野菜、②指定野菜の2種類があります。そして、県法人が実際に事業の対象とするものは、これらの野菜(以下「特定野菜等」といいます。)のうちから県知事が選定した野菜です。

ア. 特定野菜

指定野菜に準ずる野菜として施行規則第8条に規定されている野菜で、同条において列挙されている29品目(アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、かんしょ、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、しょうが、すいか、スイートコーン、セルリー、そらまめ(乾燥したものを除く。)、ちんげんさい、生しいたけ、にら、にんにく、ふき、ブロッコリー、みずな、みつば、メロン(温室メロンを除く。)、やまのいも、れんこん)及び「特にその供給の安定を図る必要がある野菜として農林水産大臣が定めるもの」(特認野菜)として、県知事からの申請(特認野菜指定要請書)により、その消費量、生産事情、出荷事情等の面から定められている6品目(平成27年度現在、オクラ(高知県、鹿児島県及び沖縄県)、ししとうがらし(高知県)、にがうり(熊本県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県)、みょうが(高知県)、らっきょう(鳥取県、宮崎県及び鹿児島県)及びわけぎ(広島県))の計35品目が定められています(特定野菜等事業推進通知の1)。

イ. 指定野菜

たまねぎ及びばれいしょを除く指定野菜12品目(ただし、その地区が既に他の指定野菜に係る対象産地として選定されているか、又はその地区を同時に他の指定野菜に係る対象産地としても選定しようとする場合の当該地区(以下「指定野菜に係る複合地区」といいます。))、特定野菜等事業推進通知

2の(4)の野菜指定産地育成計画を樹立した地区（以下「野菜指定産地育成計画を樹立した地区」といいます。）及び中山間等地域にあっては、すべての指定野菜14品目（特定野菜等事業実施要領第3の2の(1)のイ）がこの事業の対象野菜です。

なお、対象特定野菜等であっても、価格差補給交付金等の交付を受けるには、共同出荷組織等が、当該対象特定野菜等を一定の出荷期間（対象出荷期間）内に対象市場群へ出荷したものであることが必要です。また、共同出荷組織等が出荷する対象特定野菜等は生産者からの委託品のみであって、生産者でない者の委託に係るものについては事業の対象になりません。誤って交付された場合は返還することとなりますので御注意ください。

加えて、これまでは、運用上、卸売会社への委託出荷に係る対象特定野菜等のみを対象としていたのですが、市場取引の中で買付集荷の割合が高まる等の実態を踏まえ、このような買付集荷についても事業の対象に加えることとなりました。しかし、これはあくまで卸売会社の買付集荷であって、共同出荷組織等が生産者から買い付けて市場出荷した野菜は対象とはなりませんので、混同しないようにしてください。

(5) 対象産地

県知事は、特定野菜等の産地からの申請に基づいて、当該産地が次の要件に適合している場合に、地方農政局長と協議の上、その産地をそれぞれの事業の対象産地として選定します。

ア. 特定野菜事業

次に掲げる要件のすべてを備える地区

- (ア) 当該特定野菜の作付面積がおおむね5ha（こまつな、しゅんぎく、ちんげんさい、みずな、みつばその他県知事が農林水産省生産局長と協議して定める野菜にあってはおおむね3ha）以上であること。生しいたけにあっては、その生産規模がおおむねほだ木5万本相当以上であること。
- (イ) 当該産地から出荷される当該特定野菜の出荷数量のうち共同出荷組織等によるものがおおむね3分の2（その地区が既に他の特定野菜等に係る対象産地として選定されているか、又はその地区を同時に他の特定野菜に係

る対象産地としても選定しようとする場合の当該地区（特定野菜に係る複合地区）にあつては、おおむね2分の1。その区域内において、相当規模生産者又は相当規模生産者を含む共同出荷組織が主体となつて産地強化計画を樹立した地区の場合にあつては、3分の1。）を超えているか、又は超える見込みが確実であること。

イ. 特定指定事業

次に掲げる要件のいずれかに該当する地区

(ア) 次に掲げる要件のすべてを備える地区

- ① 当該指定野菜（果菜類を除く。）の作付面積がおおむね10ha（指定野菜に係る複合地区にあつてはおおむね7ha）、果菜類についてはおおむね5ha（指定野菜に係る複合地区にあつてはおおむね3ha）以上であり、かつ、今後とも重要な野菜産地として存続することが確実であると見込まれること。
- ② 当該産地から出荷される当該指定野菜の出荷数量のうち共同出荷組織等によるものがおおむね2分の1（その区域内において、相当規模生産者又は相当規模生産者を含む共同出荷組織が主体となつて産地強化計画を樹立した地区の場合にあつては、3分の1）を超えていること。
- ③ 当該指定野菜がキャベツ、秋冬だいこん、たまねぎ又は秋冬はくさいである場合には、需給均衡要領第2の1の(1)の生産出荷団体緊急需給調整事業の対象産地となること。

(イ) 野菜指定産地育成計画を樹立した地区

(ウ) 次に掲げる要件のすべてを備える中山間等地域の野菜産地

- ① 離島振興対策実施地域、振興山村、半島振興対策実施地域、特定農山村地域又は過疎地域のいずれかに該当し、かつ、林野率がおおむね2分の1以上である市町村の区域であること。
- ② 当該指定野菜の作付面積がおおむね5ha（果菜類にあつてはおおむね3ha）以上であること。
- ③ 当該産地から出荷される当該指定野菜の出荷数量のうち共同出荷組織等によるものがおおむね2分の1を超えていること。

(6) 対象市場群

価格差補給交付金等交付事業の対象とする市場等（以下「対象市場群」とい

います。)は、第Ⅵ－２表の選定方法により県知事が選定した市場等であって、農林水産省生産局長が定める全国の10ブロックに区分したものとなっています。

県法人は、県知事が選定した市場等については県法人業務方法書等に明記する必要があります。明記の方法はいろいろあると思いますが、機構の業務方法書実施細則の別表にならうことが最も簡明であると考えられます。

第Ⅵ－２表 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の対象市場群の選定方法

市場区分	選定方法	適用事業
①指定野菜価格安定対策事業の対象市場群に含まれる市場等	県知事が定める。	特定野菜事業及び特定指定事業
②野菜の取扱量が大きく、この事業の対象とすることが適当と認められる地方卸売市場で上欄以外のもの	県知事が農林水産大臣と協議して定める。	特定野菜事業及び特定指定事業
③上記①及び②欄に掲げるほか、対象産地の属する県に所在する野菜の取扱量が大きく、この事業の対象とすることが適当と認められる地方公共団体の助成に係る流通施設	県知事が農林水産大臣と協議して定める。	特定野菜事業

3. 価格差補給交付金等交付事業の仕組み

(1) 契約の締結

県法人は、あらかじめ、共同出荷組織等が作成し、県知事の承認を受けた当該特定野菜等の供給計画に即して、当該共同出荷組織等と当該特定野菜等について書面により、交付予約数量、負担金等を定めた価格差補給交付金等

の交付に関する契約を締結することになっています。

供給計画は、次の事項について、特定野菜等事業推進通知に定められた様式により作成することになっています。

なお、共同出荷組織の場合には、あらかじめ対象産地の生産者等と共同して、この供給計画を作成する必要があります。

ア. 月別生産計画に関する事項

イ. 対象市場群別及び月別の出荷計画に関する事項

ウ. 対象出荷期間別及び対象市場群別の交付予約計画数量に関する事項並びに特定野菜事業については特例45、特例50又は特例60、特定指定事業については特例50、特例55、特例65又は特例70を行う場合にあってはこれに関する事項

エ. 共同販売の推進に関する事項（相当規模生産者を除く。）

オ. その他生産及び出荷の合理化、計画化その他近代化に関する事項

カ. 特例45、特例50又は特例55（キャベツ、秋冬だいこん、たまねぎ又は秋冬はくさいを対象とする場合を除く。）を行う場合にあっては、産地強化計画共同出荷組織等から供給計画の提出を受けた県知事は、当該対象特定野菜等の需給及び価格の状況等を勘案して適当と認めるときは、地方農政局長と協議して承認するものとされています。また、県知事は、この供給計画を承認したときは、当該共同出荷組織等及び県法人にその旨を通知することになっています。

県法人が共同出荷組織等と契約を締結する場合には、このような当該共同出荷組織等の供給計画及び直近の出荷実績数量と交付予約数量との整合性について点検してください。

また、共同出荷組織においては、その構成会員の出荷実績数量を踏まえた交付予約数量となるように適切な確認を行ってください。

契約の締結の方法は、共同出荷組織等が県法人の業務方法書で定められた様式により価格差補給交付金等の交付に関する申込書を県法人に提出し、県法人はこれに対する承諾を行う方法がとられています。

(2) 事業実施上の基本事項

ア. 業務区分

県法人が共同出荷組織等と価格差補給交付金等の交付に関する契約を締結して業務を行う単位が業務区分であり、これは指定野菜価格安定対策事業と同様に、対象特定野菜等と対象市場群と対象出荷期間の3つが組み合わせられたものです。県法人は、この業務区分ごとに、後に述べる業務対象年間、保証基準額、最低基準額及び資金造成単価を定め、共同出荷組織等の申込みを受けることとなります。

対象出荷期間については、特定野菜事業は特定野菜等事業推進通知の別表1に、特定指定事業は特定野菜等事業推進通知の別表2にそれぞれ定められています（特定野菜事業の対象出荷期間は第VI-1図参照。特定指定事業の対象出荷期間は、指定野菜価格安定対策事業と同じ。）。また、県法人は、特定野菜等事業推進通知の別表1及び別表2に掲げる同一の対象出荷期間の業務区分に係る対象特定野菜等ごとに当該対象出荷期間を月ごとに分割する業務区分を定めることができます。

なお、冬春ピーマンの4月1日から6月15日まで及び冬レタスの10月16日から11月30日までに係る業務区分を除き、分割した月の日数が17日未満の月については、その月と接続している月に加えることとされています。

また、対象市場群に属する市場等については、先に述べた通り、かなりの数を選定できるわけですが、業務区分はその個々の市場等ごとに設けるのではなく、それらの市場等をブロックごとにまとめた対象市場群ごとに設けることになっています。まとめるブロックの単位は、指定野菜価格安定対策事業と同様、全国で10ブロック（北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州及び沖縄）となっており、当該ブロック内にある市場等が業務区分で使用する対象市場群となります。

第VI-1図 特定野菜事業の対象出荷期間区分（平成27年度）

種別	重要特定野菜 特定野菜等の名称	月													
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	
葉菜類	こまつな	(52)			(21)			(52)			(51)				
	しゅんぎく	(52)						(52)			(51)				
	ちんげんさい	(11)			(11)			(11)			(11)			(11)	
	ふき	(12)	(12)					(12)		(12)			(7)		
	みずな	(20)			(20)			(20)			(20)				
	青みつば	(60)			(60)			(60)			(60)				
	み切みつば										(60)		(60)		
	根みつば	(60)	(60)										(60)		
洋菜類	○アスパラガス	(60)			(60)			(7)						(7)	(元)
	カリフラワー										(52)		(51)		
	セルリー	(11)			(11)			(11)			(52)			(11)	
	○ブロッコリー	(6)			(21)			(61)			(61)				
果菜類	○かぼちや	(57)	(57)	(9)		(9)		(52)							
	○スイートコーン	(25)			(53)			(53)							
果実的野菜	いちご	(52)									(56)			(52)	
	すいか		(59)	(52)	(52)										
	メロン	(62)	(52)	(52)											
豆類	えだまめ				(52)										
	グリーンピース	(54)	(54)	(54)											
	さやいんげん	(25)			(57)			(25)			(25)	(25)			
	さやえんどう	(52)						(61)			(61)				
	そらまめ	(61)	(55)												
根菜類	かぶ	(52)						(61)			(58)				
	ごぼう	(8)			(8)			(52)			(51)				
	れんこん							(52)			(51)				
土物類	かんしょ				(52)			(61)			(61)				
	しょうが	(54)			(54)			(61)			(61)				
	にんにく	(54)			(54)						(54)			(54)	
	やまのいも	(52)			(57)			(52)			(51)				
その他	生しいたけ			(53)			(53)			(53)			(53)		
(特認野菜)	オクラ				(18)										
	ししとうがらし	(52)			(58)			(6)			(6)			(58)	
	にがうり	(16)			(16)										
	みょうが	(24)						(24)							
	らっきょう	(54)													
	わけぎ							(53)			(53)				

- 注 1. 重要特定野菜欄に○印のある品目は、農林水産省生産局長が定める重要特定野菜である。
 2. ()の中の数値は、当該区分の事業開始年度であり、26以下は平成、その他は昭和である。
 3. 上記対象出荷期間以外に、月ごとに対象出荷期間の設定ができる。

イ. 業務対象年間

県法人は、価格差補給交付金等の交付事業の対象となる期間として3年間以上の業務対象年数を定めることになっています。業務対象年数はこの事業の契約期間ともいうべきものです。ただし、その間において価格差補給交付金等の交付により、価格差補給交付金等交付事業を行うための準備金（以下「交付準備金」といいます。）として積み立てた資金が著しく減少し、そのままでは業務を継続することが困難となった場合その他やむを得ない場合には、当該業務対象年数を短縮して、新たに3年間以上の業務対象年数を設け、交付準備金を積み立てる（造成する）こととなります。

このように、業務対象年数の途中において、価格差補給交付金等の交付に伴う交付準備金の不足分の再造成を行う場合には、すべて業務対象年数を短縮して行うことになり、これ以外の場合、例えば、共同出荷組織等が既造成業務区分の交付予約数量の増加を希望する場合等については契約の変更を行い、残りの業務対象年数については、継続して事業を実施することになります。

ウ. 保証基準額

保証基準額は、対象特定野菜等の対象市場群における旬別平均販売価額（共同出荷組織等が当該対象出荷期間に当該対象市場群に出荷した当該対象特定野菜等の旬別（さといも、たまねぎ及びびばれいしょにあつては、月別）の加重平均販売価額（消費税相当額を除く。）に相当する額。ただし、対象出荷期間の旬別の日数が7日未満の旬については、その旬の販売価額を当該対象出荷期間内のその旬と接続する旬に加えます（特定野菜等事業実施要領第3の3の(6)のウの(ア))）がその額を下回ったときに価格差補給交付金等が交付されることとなる基準価額で、特定野菜等事業推進通知の別表1及び別表2に定められています。

過去、保証基準額については種々の計算方式が用いられていましたが、昭和60年度から、指定野菜価格安定対策事業と同様、過去の市場価格を卸売物価指数で修正した価格の平均（平均価格）をベースに特定野菜事業にあつては平均価格×0.8、特定指定事業にあつては平均価格×0.9により算出されています。

エ. 最低基準額

最低基準額は、価格差補給交付金等が交付されることとなる平均販売価額の下限です。したがって、対象特定野菜等の対象市場群における平均販売価額が最低基準額を下回った場合、その下回った額の分については交付の対象とされません。

最低基準額は、特定野菜事業にあつては標準的には平均価格の55%相当、特定指定事業にあつては60%相当としており、最低基準額以下については価格差補給交付金等の交付を行わないことにしています。この額を低く定めますと価格差補給交付金等の交付の対象となる価額の範囲が大きくなりますが、一方、交付準備金の造成のための共同出荷組織等の負担も大きくなり、めったにないと思われる価格低落にまで対処するためにあらかじめ大きな負担をかけることになることから、標準的な最低基準額を定めているわけです。

一方、共同出荷組織等の選択によって、特定野菜事業にあつては平均価格の45%相当（特例45）、同50%相当（特例50）、同60%相当（特例60）、特定指定事業にあつては平均価格の50%相当（特例50）、同55%相当（特例55）、同65%相当（特例65）あるいは同70%相当（特例70）をもって最低基準額とみなす特例申込みの途も開かれています。

オ. 特例申込み

先に触れたように、例えば最低基準額の水準を低くすれば交付される価格差補給交付金等の単価は高くなりますが、その代わり、あらかじめ多くの交付準備金を造成しておかねばなりません。逆に、最低基準額の水準を高くすれば価格差補給交付金等の単価は低くなりますが、少ない交付準備金の造成でよいということになります。

ところで、価格の下落は、野菜の種類や出荷時期等によりかなり態様が異なるので、共同出荷組織等によっては「価格差補給交付金等は少なくともよいから負担金もなるべく少ないほうがよい」という考え方と、逆に、「価格が下落したときはなるべく多くの価格差補給交付金等を受けたいのでそれ相応の負担金はあらかじめ拋出しておこう」という考え方があると思われます。

そこで、共同出荷組織等が自主的に選択できるように、価格差補給交付金等の交付に関する契約の締結の申込みに当たって特例申込みの途が開かれていますので、当該申込みに当たっては、価格の低落状況等を勘案して、どの

申込みを選択するのか十分検討することが大切です。

なお、特例の種類ごとの最低基準額は第VI-3表のとおり「みなす」最低基準額となります。

第VI-3表 特例申込み区分と申込要件

事業名	特例の種類	最低基準額	申込要件
特定野菜事業	特例45	最低基準額の11分の9に相当する額を最低基準額とみなす	産地強化計画を策定し、県知事の認定が必要
	特例50	最低基準額の11分の10に相当する額を最低基準額とみなす	
	特例60	最低基準額の11分の12に相当する額を最低基準額とみなす	
特定指定事業	特例50	最低基準額の6分の5に相当する額を最低基準額とみなす	産地強化計画を策定し、県知事の認定が必要
	特例55	最低基準額の12分の11に相当する額を最低基準額とみなす	産地強化計画を策定し、県知事の認定が必要（キャベツ、秋冬だいこん、たまねぎ及び秋冬はくさいを除く。）
	特例65	最低基準額の12分の13に相当する額を最低基準額とみなす	
	特例70	最低基準額の6分の7に相当する額を最低基準額とみなす	

注：銭未満は四捨五入します。

カ. 資金造成単価

県法人は、交付準備金をあらかじめ造成し準備しておく必要があります。その造成する額の基準となるのが資金造成単価であり、前述の保証基準額、最低基準額とともに特定野菜等事業推進通知の別表に定められています。

この額は、(保証基準額－最低基準額) × 0.8 の算式により定められています。

なお、特例の種類ごとの資金造成額は第VI－4表のとおりとなります。

第VI－4表 特例の種類別資金造成単価

事業名	特例の種類	資金造成単価
特定野菜事業	特例45	資金造成単価の5分の7に相当する額
	特例50	資金造成単価の5分の6に相当する額
	特例60	資金造成単価の5分の4に相当する額
特定指定事業	特例50	資金造成単価の3分の4に相当する額
	特例55	資金造成単価の6分の7に相当する額
	特例65	資金造成単価の6分の5に相当する額
	特例70	資金造成単価の3分の2に相当する額

注：銭未満は四捨五入します。

(3) 交付準備金の造成

指定野菜価格安定対策事業の場合は、機構において必要な資金の総額を造成しますが、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業については、県法人が交付準備金として必要な資金を造成することとされています。

交付準備金は、共同出荷組織等の負担金及び県その他の共同出荷組織等以外の者から価格差補給交付金等の交付に充てることを条件として県法人に交付された資金からなり、県法人はこれを業務区分ごと、共同出荷組織等ごとに積み立てます。一般的には交付準備金は共同出荷組織等の負担金と県の補助金をもって造成されます。そして、共同出荷組織等の負担金の割合は県法人の業務方

法書に定めることになっていますが、農林水産省は、共同出荷組織等の負担金額と県から交付される補助金額とが原則として均等となるように指導しています。

また、その他の共同出荷組織等以外の者とは、市町村、農協連（共同出荷組織等が農協の場合）等をいい、これらの者が交付準備金の一部を負担する場合があります。

県法人は、造成した交付準備金については、業務区分ごとに区分して経理することが義務づけられています。

この交付準備金の額は、業務区分ごとに共同出荷組織等別必要造成額の合計額以上の額と定められています。

共同出荷組織等別必要造成額は、次により算出された額（1円未満の端数は切上げ）となります。

ア．特定野菜事業の場合

○算式：共同出荷組織等別準備金総額（資金造成単価×交付予約数量。以下同じ。）× $\frac{2}{3}$

ただし、特定野菜のうち生産局長が別に定める野菜（アスパラガス、かぼちゃ、スイートコーン、ブロッコリーの4品目。以下「重要特定野菜」といいます。）については次のとおり。

○算式：共同出荷組織等別準備金総額× $\frac{1}{2}$

イ．特定指定事業の場合

(ア) 当該業務区分に昭和60年度以前には価格差補給交付金等の交付に関する契約を締結していないで、61年度以降に当該契約を締結した共同出荷組織等

○算式：共同出荷組織等別準備金総額× $\frac{1}{2}$

(イ) 当該業務区分に昭和60年度以前から継続して価格差補給交付金等の交付に関する契約を締結している共同出荷組織等で、年度当初に資金残額があ

り、引き続き当該契約を締結した共同出荷組織等

①追加造成が必要な共同出荷組織等（共同出荷組織等別準備金総額＞前期残存共同出荷組織等別準備金総額）

○算式：（共同出荷組織等別準備金総額－前期残存共同出荷組織等別準備金総額）× $\frac{1}{2}$ ＋前期残存共同出荷組織等別必要造成額

注1：「前期残存共同出荷組織等別準備金総額」は、直前の業務対象年間の共同出荷組織等別準備金総額から当該業務対象年間において、当該共同出荷組織等に対して交付された価格差補給交付金額（交付済額）を差し引いて得た額です。

2：「前期残存共同出荷組織等別必要造成額」は、直前の業務対象年間の共同出荷組織等別必要造成額から、その額に当該直前の業務対象年間における当該共同出荷組織等の価格差補給交付金の交付率（交付済額÷直前の業務対象年間の共同出荷組織等別準備金総額）を乗じて得た額を差し引いて得た額です。

②追加造成が必要でない共同出荷組織等（共同出荷組織等別準備金総額≤前期残存共同出荷組織等別準備金総額）

○算式：共同出荷組織等別準備金総額×（前期残存共同出荷組織等別必要造成額÷前期残存共同出荷組織等別準備金総額）

(4) 価格差補給交付金等の交付及び当該交付に至るまでの留意事項

県法人は、業務区分ごとに、共同出荷組織が対象産地の生産者から委託を受けて、又は相当規模生産者が直接に、対象出荷期間内に対象市場群に出荷した対象特定野菜等について、当該対象市場群に属する市場等の卸売会社等の発行する仕切書や買付計算書の売買データに基づき、業務区分ごとに旬別（さといも、たまねぎ及びばれいしょにあつては、月別。以下同じ。）に平均販売価額を算出します。旬別平均販売価額が保証基準額を下回ったときに、共同出荷組織等に対し価格差補給交付金等を交付することになります。

価格差補給交付金等の交付額の算出は、次の手順で行うこととなりますが、各段階での注意事項を記載しましたのでよく確認するようにしてください。

ア. 県法人による売買データ等の点検

(ア) 売買データ等の脱漏がないようにして下さい。特に、農協合併に伴う農協名や農協コードの変更による農協の漏れはないか、新たに対象産地となった農協が漏れていないか等に注意してください。

(イ) 一方で、売買データ等について、対象特定野菜等や卸売会社等の名称などを確認の上、対象産地外のものや対象市場群以外に出荷されたものが含まれていないかどうかチェックします。

なお、平均販売価額は旬ごとに計算しますので、売買データの発行が遅れたもの、後日訂正されたものについては、確認が必要です。この場合、共同出荷組織等で仕切書や電子データの基になった帳票等を確認してもらうようにしてください。後日訂正された仕切書は、通例、実際の売立日が別記されているので注意してください。

(ウ) 売買データは、売立日別に整理し、対象特定野菜等の等級、階級欄に記載された表示により規格品（県法人業務方法書で定める規格に適合するもの。以下同じ。）であるかどうかを確認し、規格外品が含まれている場合には除きます。

(エ) さきにも触れたように、共同出荷組織が生産者から買い付けて市場出荷したものは事業の対象になりません。

(オ) 販売金額については、卸売金額から消費税相当分を控除した額ですので、このことにも留意してください。

イ. 共同出荷組織等による売買データの確認

アの売買データの点検に当たっては、基本的には出荷の実態を把握している共同出荷組織等に、売買データの脱漏の有無、規格品と規格外品の区分、出荷実績数量、販売金額等を確認してもらうことが必要です。

ウ. 平均販売価額及び価格差補給交付金等の単価の算定

共同出荷組織等による売買データの確認後、県法人は旬ごとに集計し、規格品の販売金額の計を規格品の出荷実績数量の計で除して旬別平均販売価額を算出します。この場合、対象出荷期間の旬の日数が7日未満の旬（例えば、春キャベツ 5月16日～6月30日の5月16日～5月20日の5日間）については、その旬の出荷実績数量、販売金額を当該対象出荷期間内のその旬（5月16日～5月20日の5日間）と接続している旬（5月21日～5月31日）に加えて算

出すこととなります。

こうして算定した旬別平均販売価額が保証基準額を下回った場合は、価格差補給交付金等の単価を算出することとなります。

なお、旬別平均販売価額及び価格差補給交付金等の単価は銭の位までとし、銭未満の端数は四捨五入します。

この価格差補給交付金等の単価は、業務区分ごとに、保証基準額から旬別平均販売価額を差し引いて得た額に10分の8を乗じて得た額となります。ただし、旬別平均販売価額が最低基準額（特例申込みの場合の「みなし」最低基準額を含みます。）以下に下落した場合に、価格差補給交付金等の単価が資金造成単価を上回ったり、あるいは下回ったりするケースが見られますが、このような場合は指定野菜価格安定対策事業と同様、資金造成単価を価格差補給交付金等の単価として用いることとしています。

また、最低基準額を下回ったとき、特定野菜事業について特例45又は特例50、特定指定事業について特例50又は特例55の申込みを行った共同出荷組織等の対象特定野菜等の出荷実績数量と供給計画の出荷数量との差の数量の供給計画に対する割合が5分の1以上になった場合の価格差補給交付金等の単価は、キャベツ、秋冬だいこん、たまねぎ及び秋冬はくさいについては特例55を申し込んだときの資金造成単価が、その他の対象特定野菜等は特定野菜等事業推進通知の別表1又は別表2の資金造成単価が適用されます。

エ. 価格差補給交付金等の交付額の算出

業務区分ごとの共同出荷組織等別の価格差補給交付金等の交付額は、ウで求めた旬別の価格差補給交付金等の単価に旬別交付対象数量を乗じて得た額の合計額です。

旬別交付対象数量は、当該共同出荷組織等が当該旬に当該業務区分の対象市場群に出荷した数量ですが、当該共同出荷組織等の当該業務区分の対象出荷期間内に出荷した数量が交付予約数量よりも多いときは、交付予約数量を対象出荷期間内に出荷した数量に対する当該旬に出荷した数量の割合によって旬別に按分した数量となります。

価格差補給交付金等の交付に関する具体的な計算方法については、指定野菜価格安定対策事業の価格差補給交付金等の計算のところで詳しく述べてあ

りますのでここでは省略しますが、この事業を行う県法人が特に注意すべき点は次のとおりです。

ア. 旬別平均販売価額及び価格差補給交付金等の単価は、銭単位（銭未満の端数は四捨五入）まで計算すること。

イ. 対象出荷期間内の出荷数量が交付予約数量より多い場合の旬別交付対象数量の按分は次の方法によること。

$$\text{交付予約数量に旬別出荷割合} \left(\frac{\text{当該旬の出荷数量}}{\text{対象出荷期間内の出荷数量の合計}} \right) \times 100\%$$

を乗じて、旬別交付対象数量を算出する。

(ア) 旬別出荷割合の計算は、原則として小数第3位を四捨五入し小数第2位まで算出する。

なお、その結果、当該出荷期間内の全旬の計が100.00とならない場合は、次により100.00となるよう調整する。

①小数第3位の数値のうち大きい方から順次切り上げるか、又は小さい方から順次切り捨てる。

②小数第3位の数値が同じ場合は、小数第4位以下の大きい方から順次切り上げるか、又は小さい方から順次切り捨てる。

③小数第4位以下の数値も全く同じ場合は、出荷数量の多い方から順次切り上げるか、又は少ない方から順次切り捨てる。

(イ) 旬別交付対象数量の計算は小数第1位を四捨五入し、kg単位で算出する。

その結果、旬別交付対象数量の計が交付予約数量に合致しないときは次により調整する。

①小数第1位の数値のうち大きい方から順次切り上げるか、又は小さい方から順次切り捨てる。

②小数第1位の数値が同じ場合は、出荷数量の多い方から順次切り上げるか、又は少ない方から順次切り捨てる。

(ウ) 交付する価格差補給交付金等の金額の計算は、共同出荷組織等ごとに円単位（円未満の端数は四捨五入）まで算出すること。

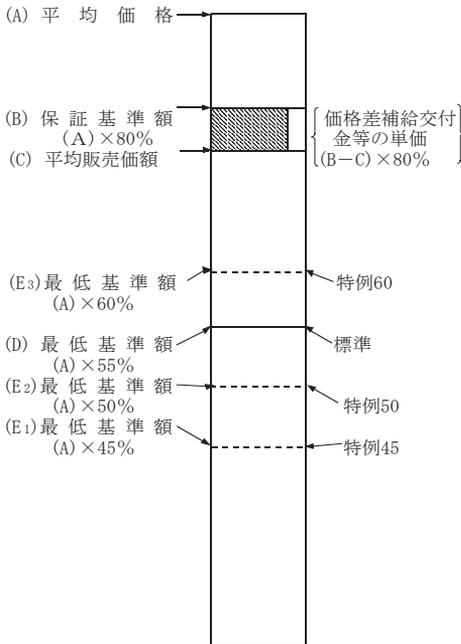
県法人は、交付する価格差補給交付金等の金額が確定したときは、機構

から当該金額に対応する価格差補給助成金の交付を受け、この助成金と交付準備金から交付すべき額とを合わせた額を価格差補給交付金等として、共同出荷組織等に対し、県法人業務方法書に定められている手続によって交付することになっています。

以上説明したような県法人が行う価格差補給交付金等交付事業に対して、機構はその助成を行うわけですが、その仕組みは第VI-2図のとおりです。

第VI-2図 特定野菜等の価格差補給交付金等交付事業の仕組み

1. 特定野菜事業

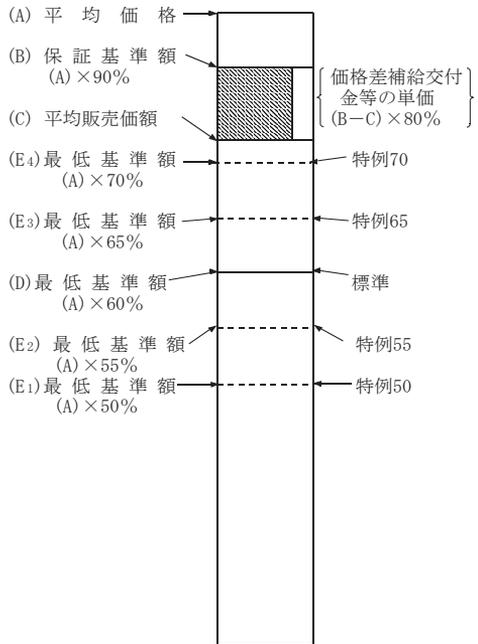


- (1) 資金造成の分担

機構	1/3 (重要特定野菜は1/2)
県法人	2/3 (重要特定野菜は1/2)
- (2) 負担区分

国	1/3 (重要特定野菜は1/2)
県	2/3 (重要特定野菜は1/2)
共同出荷組織等	
- (3) 特例45、特例50又は特例60は共同出荷組織等の選択制

2. 特定指定事業



- (1) 資金造成の分担

機構	1/2
県法人	1/2
- (2) 負担区分

国	1/2
県	1/2
共同出荷組織等	
- (3) 特例50、特例55、特例65又は特例70は共同出荷組織等の選択制

4. 価格差補給助成金の交付

機構は、価格差補給助成金の交付の財源として、国からの補助金により特定野菜等供給産地育成価格差補給助成資金を造成しています。

価格差補給助成金は、機構が認定した県法人の特定野菜等供給産地育成価格差補給交付金等交付事業実施計画書（以下「実施計画書」といいます。）に記載された業務区分に係る価格差補給交付金等に対し、当該県法人の申請に基づき交付することとなっています。

業務区分ごとの価格差補給助成金の交付額は、特定野菜事業にあつては、共同出荷組織等に交付すべき価格差補給交付金等の金額（以下「要交付価格差補給交付金等金額」といいます。）に3分の1を乗じて得た額（円未満の端数は切捨て、重要特定野菜については2分の1を乗じて得た額）の合計額が限度となります。特定指定事業にあつては、次の算式により得た額の合計額が限度となります。

$$\text{○算式：価格差補給助成金} = A - \left(A \times \frac{B}{C} \right)$$

A：要交付価格差補給交付金等金額

B：共同出荷組織等別必要造成額

C：共同出荷組織等別準備金総額

5. 価格差補給助成金の交付の手順

(1) 価格差補給交付金等交付事業実施計画の認定

県法人は、対象特定野菜等の業務区分ごとに、共同出荷組織等別の業務対象年間、交付予約数量、共同出荷組織等別準備金総額及びその拠出者別交付準備金額並びに共同出荷組織等別必要造成額等を記載した実施計画書を機構の実施細則別記様式第25号により作成し、業務対象年間の最初の年の対象出荷期間の開始の日の前日の20日前の日又は県法人業務方法書で定める契約の締結若しくは変更の期限から10日後の日のいずれか遅い日までに機構に提出し、その認定を受けることとなっています。

実施計画書の提出に当たっては、県法人と共同出荷組織等との間で締結された価格差補給交付金等の交付に関する契約書又は共同出荷組織等からの申込書とそれに対する県法人からの承諾書の写し等を添付することとなっています。

なお、さきにも述べましたが、実施計画には、次の事項を記載することとなっています。

- ① 対象特定野菜等の業務区分ごと、共同出荷組織等別の業務対象年間
 - ② 対象特定野菜等の業務区分ごと、共同出荷組織等別の交付予約数量
 - ③ 対象特定野菜等の業務区分ごと、共同出荷組織等別準備金総額、交付準備金額及びその拠出者別拠出金額並びに共同出荷組織等別必要造成額
 - ④ 特定指定事業に係るものであって、昭和60年度以前から継続して価格差補給交付金等の交付に関する契約を締結している業務区分にあっては、当該業務区分に係る共同出荷組織の共同出荷組織等別必要造成額及びその積算根拠
 - ⑤ 対象特定野菜等の業務区分ごと、共同出荷組織等別の価格差補給助成金の交付限度額
 - ⑥ その他事業の実施に必要な事項
- また、特例45、特例50、特例55、特例60、特例65又は特例70の契約を行うときは、その旨を実施計画書に明記することとなっています。

機構は、実施計画書の提出を受けたときは、その記載内容を審査し、特定野菜等事業実施要領及び業務方法書等に定められているところに適合していると認めた場合は、当該実施計画を認定し、当該県法人にその旨を通知します。

業務対象年間の第2年度目以降において、交付予約数量の増加又は特定野菜等事業実施要領第3の3の(2)のアの規定に基づく供給計画等の変更に伴い、実施計画が変更されたときは、その変更計画を実施計画書の作成方法に準じて作成し、機構に提出しなければなりません。この場合の提出期限は、当該業務区分に係る対象出荷期間の開始の日の前日の20日前の日又は県法人業務方法書で定める価格差補給交付金等の交付に関する契約の締結若しくは変更の期限から10日後のいずれか遅い日までとなっています。

(2) 価格差補給助成金の交付の申請

県法人は、対象特定野菜等の卸売価格が低落し、機構の認定を受けた実施計画に基づき共同出荷組織等に対して価格差補給交付金等を交付しようとするときは、価格差補給助成金交付申請書を作成し、機構に申請することになります。

この価格差補給助成金の交付については、平成15年10月1日から施行された機構法第17条により、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」といいます。）が準用されることとなりました。これは、独立行政法人たる機構が行う補助業務については、国が行う補助業務と同様に、公共性の高い業務として、その適正な執行を確保する必要から、実行性の確保された措置が必要であるとの観点によるものです。

機構は、このような補助事業を適正に推進するための必要な事項を定めた特定野菜等助成金交付要綱を制定しました。

平成15年10月1日以降、県法人が機構に価格差補給助成金の交付申請を行う場合は、この特定野菜等助成金交付要綱別紙様式第1号（変更申請の場合は、別紙様式第2号）により行うこととなります。交付申請書は「交付申請（兼概算払請求）書」となっておりますが、内容は、従来と同様、業務区分ごとに、当該業務区分に係る旬別の出荷実績数量、販売金額、平均販売価額、価格差補給交付金等の単価、交付対象数量及び価格差補給交付金等の金額、また、当該業務区分に係る交付予約数量、価格差補給助成金額及び交付準備金額（特定指定事業については、別紙としてさらに当該業務区分に係る共同出荷組織等別必要造成額及び共同出荷組織等別準備金総額が必要です。）、共同出荷組織等別価格差補給交付金等の金額その他特記すべき事項を記載し、当該業務区分に係る対象特定野菜等の出荷実績数量及び販売金額に係る旬別の集計表を添付することとなっております。

交付申請書は従来と同様、対象出荷期間の終了後2ヵ月以内に機構に提出していただくこととなりますが、価格差補給交付金等の交付の迅速化が求められておりますので、今後ともより厳格に期限を遵守していただくことが必要です。万一提出期限を経過して交付申請を行う場合には、理由を明記していただくこととなっております（特定野菜等助成金交付要綱第4の2）。機構は、交付申請書の内容を審査し、適当と認めるときは、当該県法人に対して価格差補給助成金を交付します。

なお、これまでに年度別に交付した価格差補給助成金等は別掲のとおりとなっております。

(3) 報 告 等

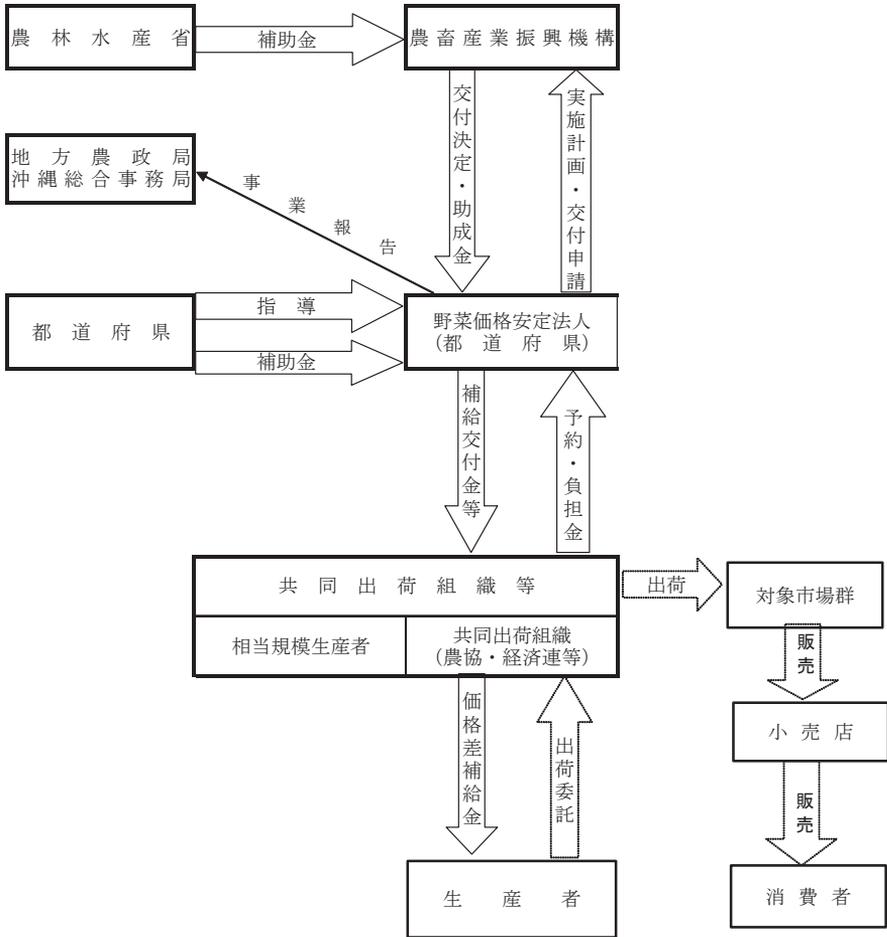
県法人は、共同出荷組織等に対し価格差補給交付金等の交付を終了したときは、遅滞なく、特定野菜等助成金交付要綱別紙様式3号により機構に報告することとなっています。

また、この事業に適正化法が準用されたことに伴い、県法人は、機構の会計期間である4月1日から翌年3月31日までに交付を受けた価格差補給助成金に係る価格差補給交付金等について、翌年度の4月30日までに特定野菜等助成金交付要綱別紙様式第4号により機構に事業実績報告書を提出することになっています。

このほか県法人は、事業の実施状況を特定野菜等事業推進通知の別記様式第4号により、地方農政局長に報告することとなっています。

以上説明した事務手続きの流れは第VI-3図のとおりです。

第VI-3図 事務手続きの流れ



対象野菜

(特定野菜) 以下の35品目

アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、かんしょ、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、しょうが、すいか、スイートコーン、セルリー、そらまめ(乾燥したものを除く。)、ちんげんさい、生しいたけ、にら、にんにく、ふき、ブロッコリー、みずな、みつば、メロン(温室メロンを除く。)、やまのいも、れんこん (29品目)

うち「特認野菜」6品目

オクラ、ししとうがらし、にがうり、みょうが、らっきょう、わけぎ (6品目)

(指定野菜)

指定野菜のうちたまねぎ及びびばれいしょを除く12品目 (ただし、複合地区及び野菜指定産地育成計画を樹立した地区及び中山間地域にあっては、指定野菜14品目)

6. 価格差補給金の交付基準の策定と適正・迅速な交付の実施

(1) 価格差補給金の交付基準の策定

機構では、指定野菜価格安定対策事業について、価格差補給金の交付の適正な実施に資するため、「指定野菜価格安定対策事業に係る価格差補給金の交付の指針について」（平成15年10月1日付け15農畜機第381号。以下「交付の指針」といいます。）を策定し、登録出荷団体に通知しています。この交付の指針は、価格差補給金の交付に当たり基本的な事項を定めており、これを基に、各登録出荷団体及びその構成会員である農協等に対して書面で価格差補給金を交付する基準を定めるよう求めています。

県法人から共同出荷組織に交付された価格差補給交付金についても、最終的には共同出荷組織又は当該組織の構成会員から対象特定野菜等の出荷の委託を受けた生産者に対し、価格差補給金として交付されなければなりません。

この交付の方法については、野菜法、特定野菜等事業実施要領、特定野菜等助成金交付要綱及び県法人業務方法書等に基づき行う必要がありますが、共同出荷組織が適正に価格差補給金を交付するためには、交付の「基準」を定めることが適当です。

そのため、県法人は、共同出荷組織及び当該組織の構成会員に対して、この交付の指針に準じて価格差補給金を交付する基準を定めるよう指導してください。

(2) 適正・迅速な価格差補給交付金の交付の実施に向けて

近年、本事業の対象とならない未加入構成会員や対象産地外等の売買データの混入、配分計算から生産者への振込み交付に至る書類、帳票類の未整備等に起因した価格差補給金の返還事例が散見されます。

返還については平成15年10月1日以降は変更交付申請を行うことになりました。このような事態を防止するためには、県法人の確認はもちろんですが、基本的には出荷の実態を把握している共同出荷組織等の確認が不可欠です。

このため、

ア. 共同出荷組織等においては、県法人から確認のため売買データ等が送付された場合には当該データ等を速やかに出荷の実態を把握している担当者が確

認すること、状況に応じて複数名による抽出点検を行うこと、この場合、負担金を負担していない者（又は農協）が含まれていないかどうかの点検も行うこと、誤記入等があった場合には、速やかに県法人へ連絡等を行うこと等を励行していただき、

イ．県法人においては、共同出荷組織等と緊密に連絡をとるとともに、共同出荷組織等の職員に対する本事業に関する内容、事務処理の留意点等に係る研修を適宜実施する等適切な指導を行ってください。

さらに、価格差補給交付金等の交付は、生産者の経営の安定に資するものであり、次年度の対象特定野菜等の安定供給を図る観点から、迅速に生産者まで交付する必要があります。

このため、県法人は、売買データ等の確認後、できるだけ速やかに平均販売価額を算定するとともに、価格差補給交付金等の交付が必要となった場合には、機構に価格差補給助成金の申請を行う（注：対象特定野菜等の対象出荷期間終了後2ヵ月以内）等の手続きを行い、価格差補給助成金を受領した後は価格差補給交付金等を共同出荷組織等に速やかに交付してください。

なお、県法人から機構への価格差補給助成金の交付の申請は、さきにも触れましたように、対象特定野菜等の対象出荷期間の終了後2ヵ月以内となっておりますが、実際の交付申請の状況をみますと、県法人によっては、内部手続の都合等により、2ヵ月を大幅に上回っている例があります。価格差補給交付金等の交付の迅速化が求められておりますので、速やかなる価格差補給助成金の交付申請をお願いします。

また、県法人は、共同出荷組織に対して、価格差補給交付金の受領後、出荷数量を基礎として適正かつ迅速に生産者に価格差補給金を交付するよう指導してください。

県法人は、都道府県の指導の下で事業を行うこととなっておりますので、このような生産者への価格差補給金の適正かつ迅速な交付を含めた共同出荷組織等への指導については県の協力を得て行ってください。